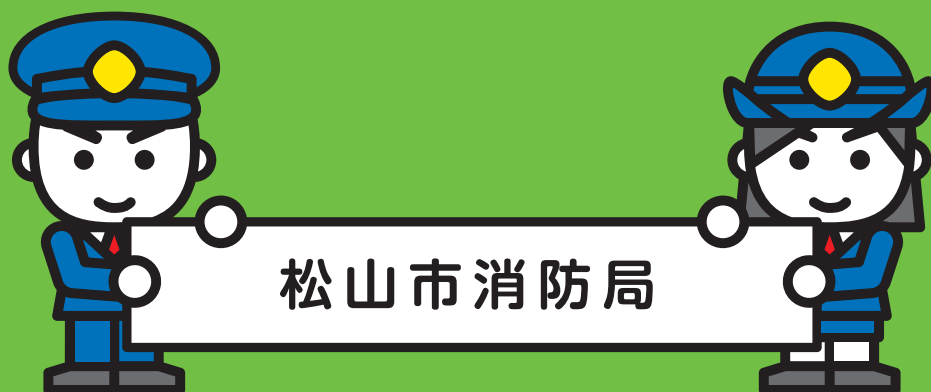


安全・安心のために

重大な  
消防法令違反建物は  
ホームページに  
公表します。

『違反対象物の公表制度』

平成30年4月1日開始



# 違反対象物の公表制度 平成30年4月1日開始

松山市  
消防局から  
お知らせ



## 違反対象物の公表制度とは

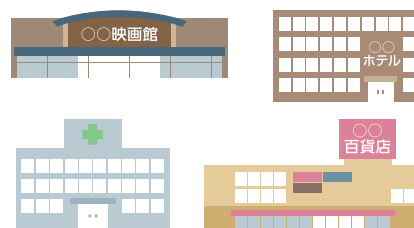
違反対象物の公表制度とは、安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を松山市ホームページで確認できる制度です。



松山市消防局マスコットキャラクター  
「はっぴーカバー君」

## 公表の対象となる建物は

劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など、多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物です。



## 公表の対象となる違反の内容は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置違反です。



## 公表の時期は

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日の翌日から起算して14日が経過しても、その違反が認められるときです。(公表は違反が是正されるまでの間継続されます。)



## 公表の方法は

松山市ホームページへ掲載します。



## 公表する事項

建物の名称、所在地、違反の内容です。

〔防火対象物名称〕  
〇〇ビル  
〔所在地〕  
松山市〇〇町〇〇番地  
〔法令違反の内容〕  
自動火災報知設備



### お問い合わせ先

【松山市消防局 予防課 違反是正担当】	本町六丁目6-1	Tel.089(926)9132
【松山市中央消防署 予防担当】	本町六丁目6-1	Tel.089(926)9224
【松山市東消防署 予防担当】	道後湯之町18-4	Tel.089(933)0876
【松山市南消防署 予防担当】	北土居三丁目3-26	Tel.089(957)8999
【松山市西消防署 予防担当】	三津三丁目4-23	Tel.089(951)0873